

第2部. 総論

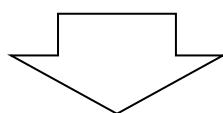
1. 計画の基本理念（めざす姿）と基本視点・基本目標

(1) 計画の基本理念（めざす姿）

平成12年度に策定された「(第一次) てだこ障害者プラン」では、“人々の価値観の多様化、経済性や効率の重視、人と人とのつながりの希薄化が指摘されるなかで、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、私たちの生き方や社会の仕組みを見直し、全ての市民にとって、心豊かな共生社会を再構築することが必要である”とし、憲法等にうたわれている「基本的人権の尊重」をもとに、本市のまちづくりでも位置づけている「人間尊重」を基本理念と定めています。

この基本理念は、障害のあるなしにかかわらず、浦添市民一人ひとりが互いを理解し、尊重し合いながら、持てる力を発揮し、自分らしく生きていける社会の基本となることから、本計画においても「人間尊重」を引継ぐこととします。

基本理念に基づき、障がい者の「自立」や「社会参加」を実現するとともに、人と人との豊かな関係のもと、安心して暮らせる「共に生きる地域社会」の形成をめざします。



ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの^まち^ち都市

(2) 基本視点

本計画は障がい者の様々な生活領域を包含したものとなりますが、施策分野やライフステージにかかわらず、以下に示す横断的視点を勘案して取り組んでいくものとします。

1) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人に関する施策の策定及び実施にあたっては、障がいのある人が必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、本人や家族等の関係者の意見を尊重します。また、障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明できるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

2) 障害を理由とする差別の解消

障害を理由とする差別の解消に向け、社会全体でその解消に向けた取組みを積極的に推進する必要があることから、市民に対し、障害への理解を深める取組みを推進していくとともに、「障害者差別解消法」に基づき、国、県、障がい者団体等の様々な主体の取組みとの連携をはかるなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組みを積極的に推進し、権利擁護の充実に向けたまちづくりを進めます。

3) ライフステージを通じた当事者本位の総合的で一貫性のある継続的な支援

障がいのある人への支援がライフステージごとで途切れてしまうことのないよう、福祉や医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携を強化し、総合的かつ一貫した切れ目のない支援を行います。また、支援にあたっては、障がいのある人が日常生活で直面する困難に着目するとともに、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

4) 障害特性に配慮した支援の実施

各人の年齢・性別、障害の種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策を実施します。また、身体・知的・精神障害をはじめ、難病、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、市民の理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実に努めます。加えて、国や県、その他の関係機関や事業所等との連携・適切な役割分担のもと、地域の実情に即した支援を行います。

5) 地域の中で共生していくことのできる社会の構築

地域の中には障がいのある人や様々な困りごとを抱えている人が暮らしていることから、生活困難な人の問題を他人事とせず、我が事として皆で丸ごと受け止める共生社会を構築していきます。そのために、支える側の人づくりや地域資源の発掘等を進めるとともに、障がいを持つ子どもや障がいを持つ親をはじめ、子どもから高齢者、障がい者が利用できる共生型サービスの導入を促進します。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をはかり、地域住民の協力を得ながら、精神に障がいのある方の地域生活への移行を進めていきます。

6) 総合的かつ計画的な取組みの推進

障がいのある人が必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な役割分担のもと、緊密に連携し、障がい者施策を実施します。また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策や発達の気になる子を支援するための関係施策等、障がいのある人の施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的・重層的な施策の展開をはかります。加えて、まちづくりや情報化の取組み等と連動し、アクセシビリティ[※]の向上による情報格差の是正や、人にやさしいまちづくりを進めるなど、社会全体でまちづくりの様々な場面における合理的配慮の取組みを進めます。

※アクセシビリティとは、建物・製品・ソフトウェアなどが、年齢や能力などに関係なく、どの程度利用可能であるかを表す概念です。

特に、障がい者や高齢者にとって、どの程度利用可能であるかを表す意味で用いられています。

(3) 基本目標

目標1:暮らしを支える生活基盤づくり

どんなに重い障害があっても地域で生活できるよう、暮らしを支える生活基盤の充実をはかります。

具体的には、障がいのある人が、地域社会の中でいきいきと自立した生活を送るために、自分にあったサービスを主体的に選んだり、生活上での不安や悩みを解消したりできるよう、身近な所での相談や情報提供を行います。また、ライフステージや障害の状態など、個々のニーズに応じた保健・医療・福祉サービスを充実します。加えて、生活の基盤となる住まいの確保や入居支援に努めるとともに、障がい者の権利擁護の体制の強化に取り組み、制度の周知に努めます。

目標2:早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり

早期の段階から健やかな成長を支援するとともに、ライフステージが移行しても支援が引き継がれていくよう、体制づくりをはかります。

具体的には、生きる力や、それぞれの持つ能力を伸ばすため、発達の遅れや障害などの早期発見、療育体制の充実を進めます。そして、一人ひとりの状態に応じ、乳幼児から児童生徒へ、さらには学校卒業後の社会生活へつなげるため、一貫した療育・保育・教育が展開できるよう、関係機関や事業所等と連携しながら、健やかな成長を育みます。

目標3:共に働き、活動する環境づくり

障がいを持つ誰もが希望する働き方で働くことができ、社会参加をはかっていける環境づくりを行います。

具体的には、障がいのある人が、個人の自己決定のもと、生涯を通じて多様な可能性に挑み、自立した暮らしができるよう支援します。社会的にも経済的にも自立するために重要な条件である就労支援の充実を進めます。

地域、スポーツ、芸術文化活動など、様々な活動を通して生きがいと充実感を見だし、自分らしく生活を送れるよう、社会参加の拡充を促進します。

目標4:快適で安心なまちづくり、支え合いの心・地域づくり

障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で安心して共に生きていけるよう、人にやさしいまちづくりや支え合いによる地域づくりを行います。

具体的には、障がいのある人が地域のなかで自立した生活を送り、社会活動を容易にすることができるよう、バリアの解消に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した快適な生活環境基盤の形成を進めます。

さらに、災害時において、障がいのある人が速やかに避難し、必要な支援が受けられるよう体制を充実します。

地域などでの福祉教育や交流活動を通し、市民誰もが障害に対する理解を深め、他人を思いやる心を育み、ともに支え合う地域づくりを進めます。また、障害の有無にかかわらず、市民誰もが気軽に地域づくりへ参加できるよう働きかけるとともに、地域資源や地域ボランティアの活用等を促進し、支え合い活動を支援していきます。



(4) 施策の体系

基本理念：人間尊重 ～ともに支え合い、ともに喜び輝く、ただこの都市～

障がいのある人の
自己決定の尊重及
び意思決定の支援

障害を理由
とする差別
の解消

ライフステージを通じた
当事者本位の総合的で一
貫性のある継続的な支援

障害特性に
配慮した支
援の実施

地域の中で共生し
ていくことのでき
る社会の構築

総合的かつ計画的
な取組みの推進

目標 1：暮らしを支える生活基盤づくり

- 方針 1 気軽に相談し、わかりやすい必要な情報が得られる体制を強化します
 - (1) 相談体制の整備と機能強化
 - (2) わかりやすい情報提供の発信と手段の工夫
- 方針 2 生活を支える保健・福祉サービス等の充実をめざします
 - (1) 生活習慣病等を起因とする障害の発生予防
 - (2) 保健医療関係機関との連携
 - (3) 福祉サービス等の充実
- 方針 3 サービスを安心して利用するための権利擁護を充実します
 - (1) 権利擁護の仕組みの充実
- 方針 4 多様な住まいの確保に向けた取組みを充実します
 - (1) 居住支援に関する取組みの充実
 - (2) 住宅改修の促進

目標 2：早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり

- 方針 1 関係機関との連携のもと一貫した支援を充実します
 - (1) 発達の遅れなどの早期発見と成長支援の体制の確立
- 方針 2 一人ひとりの能力を引き伸ばす療育・保育・教育を充実します
 - (1) 就学前保育・教育の充実
 - (2) 学校教育等の充実

目標 3：共に働き、活動する環境づくり

- 方針 1 雇用・就労に向けた取組みを強化します
 - (1) 就労支援の拡充
 - (2) 働く場の確保
 - (3) 家族介護者への支援
- 方針 2 地域の担い手として地域活動・社会貢献活動への参加を促進します
 - (1) 地域活動・社会貢献活動への参加促進
- 方針 3 学習・スポーツ・文化活動等への参加を促進します
 - (1) 学習・スポーツ・文化活動の充実

目標 4：快適で安心なまちづくり、支え合いの心・地域づくり

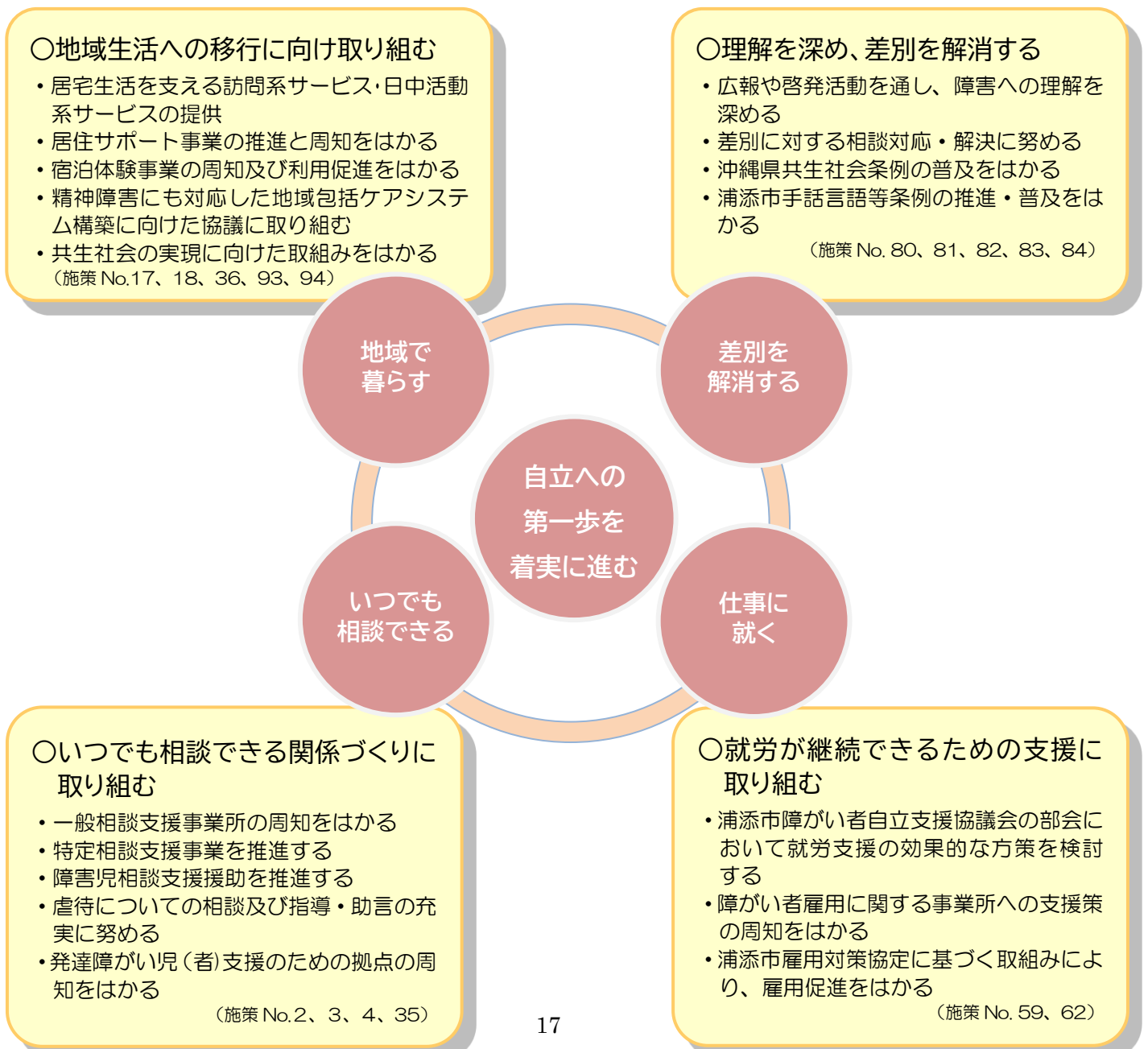
- 方針 1 全ての人々が利用・参加しやすい環境整備をめざします
 - (1) 人にやさしい福祉のまちづくりの推進
- 方針 2 防犯・災害時等の対応・支援を強化します
 - (1) 防犯・災害時対策等の充実
- 方針 3 障害への理解を深める、広報や学習機会を充実します
 - (1) 障害への理解を深める広報・啓発活動の充実
 - (2) 地域などで生涯にわたり学習できる機会の充実
- 方針 4 住民による支え合い活動を支援します
 - (1) ボランティアの人材確保と活動への参加促進
 - (2) 障がい者関連団体・機関との連携強化
 - (3) 市民参加による地域での障がい者支援体制の充実強化

2. 重点施策

本市では「ともに生きる」福祉のまちづくりに向けて、自立しようとする障がい者が、まず「自立への第一歩」を踏むことができるよう、「相談」・「居住」・「就労」について重点的に取り組んでおり、一定の成果が見られますが、課題もあります。

また、障害者差別解消法や沖縄県の共生社会条例の周知に取り組むとともに、平成29年4月より施行された浦添市手話言語等条例の推進・普及に取り組むなど、障害に対する市民の理解、差別の解消をはかっていくことが求められます。

これまでの取組みを踏襲しつつ、第4次障がい者（児）プラン〈改訂版〉において特に重点的に取り組む4つの項目を設定しました。



3. 計画を推進するために

(1) 第4次てだこ障がい者（児）プラン＜改訂版＞の周知

多くの市民や事業者、関係機関などが本計画に対する理解を深め、計画目標に向けた各取組みに積極的に参画できるようにしていくとともに、地域の特性に応じた取組みが展開できるよう、広報うらそえや市ホームページ、地域活動等を通じて本計画の周知に努めます。

(2) 浦添市障がい者自立支援協議会との連携

①計画への意見反映

本計画は、関係者の意見を反映させながら、より充実した障がい者福祉施策となるようにしていく必要があることから、計画の見直し時等において「浦添市障がい者自立支援協議会」への意見聴取を行っていくものとし、意見・助言も踏まえながら策定していきます。

②関係機関相互の連携強化

本計画は、保健福祉分野にとどまらず、教育・住まい・就労・生活環境など、多様な分野にわたっているため、それぞれの関係機関が連携して計画の実現に向けて取り組むことが重要です。そのため、庁内だけでなく、各分野の関係者が本計画に位置づけた施策の具体化や個別支援の話し合いなどを行う「浦添市障がい者自立支援協議会」と分野ごとの部会においては、関係機関相互の連携を強化し、具体的な事業実施に向けて取り組みます。

さらに、国、県の関係機関等、市域を越えた資源の連携・活用によって計画の着実な実施に努めます。

(3) 計画の進行管理

今後においては、様々な分野で業務改善などに広く活用されているマネジメント手法であるPDCAサイクルの導入により、本プランの進行管理を行っていくものとします。具体的には、庁内の関係各課における年度ごとの取組み状況を把握し、浦添市福祉保健推進協議会に報告し、意見をいただくとともに、プラン全体の進行管理や評価を適切に行い、その結果を次期プランに反映していくものとします。